

手数料改正に伴うQ&A

Q1. 今回の手数料改定の詳しい理由は。

→ 現行手数料は、昭和50年度に設定されたものであり、当時と比べて人件費（給与水準）が異なること、設計審査手数料は、建物用途（メーター又は給水管の口径若しくは個数）によって審査時間が異なるのに一律徴収としていること、工事検査手数料は工事費に応じて徴収していますが、近年の施工方法の多様化（材料支給やユニット化）により、同規模工事であっても事業者間で工事費に差が生じて工事検査手数料が相違することなど、現行の手数料額とその仕組みは現状に適さないほか、公平性の確保ができていないことから、人件費単価と算定方法を改めることにしたものです。

Q2. 中間検査有りから無しになった場合、手数料は返金されるのか。

→ 当初内容からの変更となるため、設計変更届を提出していただくようになります。現行の手続きと変わりなく、手数料再計算のうえ、還付されます。

Q3. 中間検査無しから有りになった場合、手数料は徴収されるのか。

→ Q2. と同様になります。当初内容からの変更となるため、設計変更届を提出していただき、現行の手続きと変わりなく、手数料再計算のうえ、徴収されます。

Q4. 宅地造成で複数箇所、新規分岐して工事用仮設給水栓を設置する場合の中間検査の回数の考え方は？

→ 中間検査の分岐立会ありで1回とし、複数箇所分は加算分として算出します。

Q5. 給水装置工事申込書及び設計書（第3号様式）の様式変更はあるか。

→ 様式変更します。指定事業者の皆様へは個別通知を行い、様式についてはホームページに掲載します。